

工番	事号	第	号	稲敷市 土木管理部 上下水道課																
令和 8 年度				市長		部長		課長		課長補佐		係長		設計者						
令和 8 年度 新川増圧ポンプ場屋上防水改修工															起 工 設 計 書					
工 事 場 所 新川増圧ポンプ場																				
設 計 概 要	・屋上防水改修工事 一式										契 約 方 法		随意契約 <u>・指名競争入札</u> ・一般競争入札							
											施 工 期 間		契約日の翌日から 令和 8 年 1 2 月 2 5 日 まで 日間							
											延 期 ・ 中 止		月 日 ~ 月 日 日間							
											起 工 年 月 日		令和 年 月 日							
											完 了 年 月 日		令和 年 月 日							
											履 行 期 限									
											請 負 人									

起 工 ・ 変 更 理 由														
費	目	起	工	第 1 回 変 更	第 2 回 変 更	増 △ 減								
起	工	額												
請負に附する額又は請負金額														
工	事	価	格											
消 費 税 相 当 額														
請 負 決 定 額														
変更工事価格積算基礎 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率 ($\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の請負に対する額}}$ =) <table><tr><td>変更積算工事価格</td><td rowspan="2">×</td><td>請 負 比 率</td><td rowspan="2">=</td><td>変 更 工 事 価 格</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>							変更積算工事価格	×	請 負 比 率	=	変 更 工 事 価 格			
変更積算工事価格	×	請 負 比 率	=	変 更 工 事 価 格										

新川増圧ポンプ場 位置図



令和 8 年度 新川増圧ポンプ場屋上防水改修工事 仕様書

この仕様書は、新川増圧ポンプ場屋上防水改修工事に適用する。

ただし、特記仕様書に記載されていない事項は、「茨城県土木部・企業局土木工事
共通仕 様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の公共建築改修工事標準仕様書
(令和 5 年版) を遵守するものとする。

1. 工事場所

- ・ 稲敷市新川増圧ポンプ場 稲敷市八千石 7 2 5 - 2

2. 工事内容

- ・ 別紙内訳書のとおり。

3. 工事期間

- ・ 契約日の翌日 ～ 令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで

4. 施工計画書

- ・ 着工に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。
- ・ 各工事についても、施工に先立ち、下記の事項を具体的に記した施工計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。
 - (1) 仮囲い、ゲート、仮設養生を含めた総合仮設計画
 - (2) 工事の作業の順序、工法等
 - (3) 発生材の種類、中間処理方法及びその場所、最終処分場及びその場所
 - (4) 発生材の再利用、再生資源化
 - (5) イメージアップ計画（周辺住民への配慮）

5. 工事関係

- ・ 本工事は、通常の施工時間帯(AM8:30～PM5:00)で行えるものとするが、施工時間帯の変更が必要となった場合には別途協議する。
 - (1) 工事写真・完成写真 工事前・工事中・工事後の写真は必ず施工箇所すべてにおいて撮影しておくこと。
 - (2) 完了検査 各検査は、適宜時期を外さぬように監督員と事前に打合せの上、時期を決定し検査を受けること。完了検査は現場検査及び竣工書類検査を行う。完了検査までに、監督員が指示する竣工書類をそろえること。
 - (3) 材料機器承認願い 使用資材の使用届及び必要に応じ見本を提出すること。
承認願いを事前に提出し、監督員の承諾を受けること。

6. 安全対策関係

- ・工事の施工にあたっては、「土木工事保安対策技術指針」に基づき、適切に行うものとする。

7. 工事用道路関係

- ・運搬路等に使用した、既設道路の補修が生じた場合は、別途協議する。

8. 建設発生土、産業廃棄物関係

- ・建設廃材等の産業廃棄物が発生する時は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理すること。また建設廃棄物処理委託契約書及びマニフェスト票（A票及びD票、またはA票及びE票）の写し、処分した廃棄物の種類・廃棄量が分かるものを提出すること。
 - ・本工事から発生するタイル殻・シーリング材等は関係法令等に基づき許可を受けた中間処理施設への持ち込みとし、茨城県土木部が指定する稲敷市近隣の施設とする。また、建設リサイクル法の適用により、分別解体・再資源化等を行うことが義務付けられ、運搬及び処分については発注者と協議すること。
- また、工事完了後、処分先について、監督職員に提出しなければならない。

9. 付近住民との対応

- ・工事施工に関して、付近住民との交渉を要するとき、または、交渉を受けたときは、すみやかにその旨監督職員に報告し、トラブルに発展しないように対処しなければならない。

10. 施設の保全

- ・農地・山林等を汚染したり、既設構造物に損傷を与えた時は、請負者の責任において復旧しなければならない。

11. ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ・工事の施工にあたって、過積載を行わないこと。また、さし枠装着等の違法改造車の使用を禁止し、下請業者に対しても、その旨指導の徹底を期すること。
- ・過積載、さし枠装着車違法運行を行っているときは早急にその不正状態を解消する措置を講ずること。
- ・工事の施工にあたって、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、適正な運送免許を受けた者の車両に限って使用すること。
- ・建設資材搬入業者との契約にあたっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保すること。

12. 工事实績情報の登録

- ・工事实績データの作成
 - ・登録（契約金額 500 万円以上の場合） 次に示す期間内に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の承諾を得て、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報システム（CORINS）に登録 すること。また登録後、 JACIC が発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提 出すること。
- （1）工事受注時 契約締結後 10 日以内（契約金額 500 万円以上の場合）
 - （2）登録内容の変更時 変更契約締結後 10 日以内（契約金額 500 万円以上の場合）
 - （3）工事完了時 工事完了検査後速やかに行なう（契約金額 500 万円以上の場合）

13. 工事完成図書の納品について

- ・請負人は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。
- （1）工事写真
 - （2）その他、完成図書として必要な書類

14. その他

- ・その他の事項については、その都度、監督員と協議するものとする

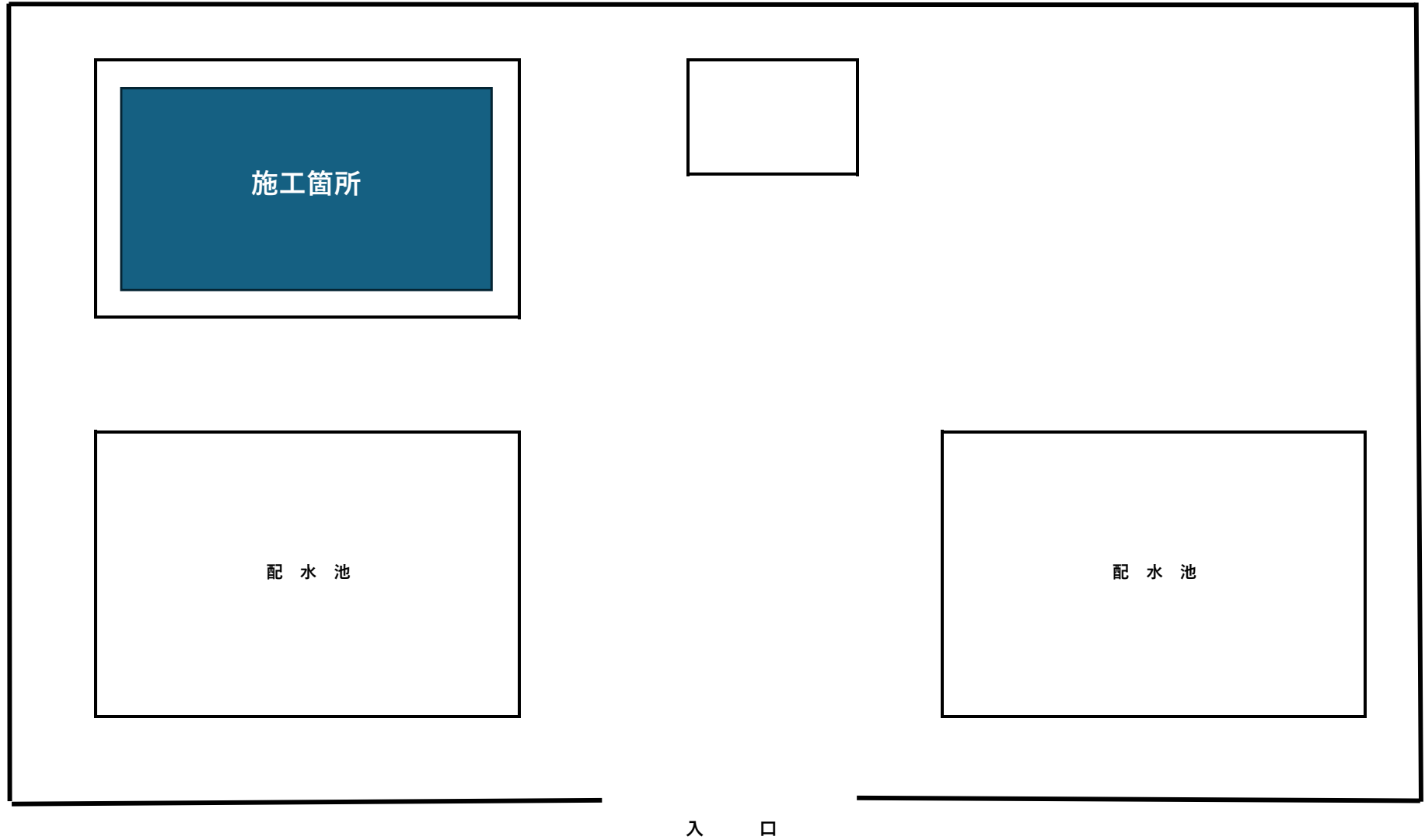
新川増圧ポンプ場屋上防水改修工事 内訳書

番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位		金 額	備 考
	本工事						
	直接工事費	内訳明細書のとおり	1.0	式			
	諸経費		1.0	式			
	工事費				小 計		
	消費税		10.0	%			
					合 計		

番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	仮設費						
	外部足場 先行手すり 内巾木	W900 屋根乗込み1箇所 運搬・材料共	303.7	m ²			
	メッシュシート 2類	運搬・材料共	303.7	m ²			
	昇降階段 1箇所	運搬・材料共	37.4	m ²			
	小 計						
2	防水工事						
	既存シート防水撤去	下地研磨共	201.0	m ²			
	防水下地調整	樹脂モル処理	201.0	m ²			
	防水工	平場 通気緩衝工法 DST-300ゼロ 立上り（笠木下含む）密着工法 DST-300ゼロ	44.0	人			
		高圧洗浄	201.0	m ²			
		プライマー塗布	201.0	m ²			
		ウレタン防水	201.0	m ²			
	脱気筒	ステンレス製	3.0	個			
	改修用ドレン	縦型	2.0	個			
	小 計						

[illegible]

新 川 増 圧 ポ ン プ 場 内 図





施工箇所

外部足場 = 303.7㎡

防水工 = 201.0㎡

